

コンビナート港湾における地震・津波対策について

コンビナート港湾における
地震・津波対策検討会議

1. 趣 旨

東日本大震災による石油コンビナート等の被災を踏まえ、関係省庁等においては、コンビナートにおける地震・津波対策が進められているところである。コンビナート港湾には物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているが、コンビナート施設の安全対策に関しては各法令に基づき多数の機関が関係していることから、首都直下地震や南海トラフの巨大地震等に対応するため、コンビナート港湾の安全対策に関して各機関が相互に連携して進めていく必要がある。

このため、国土交通省及び経済産業省では、関係省庁、地方公共団体及び事業者団体等からなる検討会議を開催し、各省庁等において検討中の地震・津波対策や対策の実施上の課題等について別紙のとおり整理し、地震・津波対策の全体像が把握できるよう取りまとめた。

今後、各事業者及び各省庁等においては今回取りまとめた対策に基づき、コンビナート港湾の地震・津波対策を着実に推進・支援していく必要がある。概要は以下の通り。

2. コンビナート港湾における地震・津波対策に関する基本的考え方

コンビナート港湾における大規模な石油タンク等については、液状化対策も含めた耐震対策は概ね完了しており、既知の地震動による石油等の大規模な流出の危険性は極めて低い。一方、耐震対策が未了の施設も残ることから、早期改修を進めるとともに、予防規程等の充実など津波対策を推進していく必要がある。

また、高圧ガス施設等については、東日本大震災において、球形貯槽の脚部の筋交いに損傷を受けたため、球形貯槽の脚部の筋交いについて耐震設計基準を見直す必要がある。それ以外に新たな義務づけを必要とする事故、損傷はなかった。また、事業者における既存設備の耐震設計基準等への適合状況の確認を進める必要がある。津波対策としては高圧ガス設備を安全に維持できる状態にするための機能を義務づける必要がある。また、事業者は設備の破損等の想定を行い、被害低減策の実施のほか、自治体に提示し、地域の津波対策に反映する必要がある。

さらに、コンビナート港湾の被災によるエネルギーや物流、産業活動への影響を最小限に抑えていくためには、中央防災会議において検討されている最大規模の地震・津波に対しては各事業所における対策にも限界があることから、コンビナートや船舶の被災等、最悪の事態も想定した上で、コンビナートが集積する東京湾等の物流、産業、エネルギー供給機能を維持するための事前・事後の対策を併せて取る必要がある。

3. 今後取り組むべきコンビナート港湾における主な地震・津波対策

中央防災会議で検討中の最大クラスの地震・津波予測を踏まえ、従来の地震・津波対策の検証を行った上で、以下の通り取り組む。

- ・事業者による危険物タンク、高圧ガス施設等の耐震性・耐津波性向上

- ・護岸の耐震性の簡易評価手法提供を通じた液状化に関する技術的支援及び適切な維持管理、石油出荷設備の耐震化支援
- ・従業員の避難対策や復旧のためのコンテナ周辺道路や避難施設の確保
- ・東京湾等における震災時の物流・産業・エネルギー供給の確保のための物流機能の早期復旧に向けた取組
- ・コンテナ及びその周辺への地震・津波被害を防止・軽減するための防波堤や防潮堤等の機能強化